

2024年 11月 25日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会長 朝 倉 健 次



年末一時金要求書

当労組は年末一時金について、下記の通り要求致します。つきましては、繰り返し申し上げているように、従業員の家計に想いを寄せられ、使用者としての責任と自覚を深められ、積極的なご回答を頂きたく、下記の通り要求致します。

記

- 当労組、本年年末一時金に関し、以下の通り要求致します。
 - 本年年末一時金は、基本給の3ヶ月分を、一律に支給されるよう求めます。
 - ①2024年夏季一時金、②2023年年末一時金、③2023年夏季一時金、④2022年年末一時金、⑤2022年夏季一時金、⑥2021年年末一時金、⑦2021年夏季一時金、⑧2020年年末一時金、⑨2020年夏季一時金ついて、未だ解決に至っておりません。誠実且つ積極的なご回答を求めます。
- 「管理部長 尾関鉄雄」氏名による、本年8月8日付「貴組合『夏季一時金要求書』につきまして」と題する書面の第2段落では、「当社の経営状態については本年4月の団体交渉等で、すでに詳細に説明しております。」と記載しておりますが、本年4月19日開催の団体交渉席上で尾原社長は、口頭による説明はされたものの、ただ、「原資がない」とことと「しばらくは売上高の低下は続

く」ので、「利益の確保は見込めない」ことを強調するばかりで、建設的な説明はなく、凡そ経営者としては不十分なものでした。

上記第10回団交での社長の説明を「当社の経営状態については本年4月の団体交渉等で、すでに詳細に説明しております。そして、その後も特段の変化はなく、そのことは当社の従業員である組合員の方々は、毎日の仕事を通じて理解しておられるはずです。それにも関わらず、貴組合は、過去と同様の『基本給の3カ月分の一律支給』という、到底現実的でない要求をされる真意は、理解し難いところです」と述べる尾関氏には、団交の基本を理解されていないとしか言いようがなく、敢えて失当であることを申し上げておきます。

さらに、尾関氏は「『基本給の3カ月分の一律支給』という、到底現実的でない要求」と、当労組組合員の要求を全く理解しようとされない独自の見解を述べておられますが、使用者でもなく、また、労使関係・労使交渉のなんたるやも理解する意思も資格も能力もない同氏に当労組要求への「理解」や、まして「回答」など無理であることは分かっており、尾原社長の誠実な対応・回答を繰り返し求めているところでもあります。なお、年俸制の方々については、当然、含まれている一時金相当額と妥結金額との調整は図られるよう求めます。

- 3 また、前2項で触れたところですが、尾原社長は、「しばらくは売上高の低下は続く」と言いながら、昨今、東工場の組合員からは「仕事がない」、「社長は何を考えているのか」、「今後どうしようとしているのか」、「なぜ仕事を奪うのか」、など「何の方針も示されず、説明もない」などの不安と不満の声も寄せられております。

貴社が愛知県労働委員会に提出した「令和6年7月22日付 被申立人準備書面(17)」の3頁では、「特段の技能のない従業員を中心に人員過剰が目立ち、これら従業員は、稼働日の半分以上を環境整備活動に宛てている状況である。」と状況を把握しながらも、まるで他人事のように無責任に述べておられますが、従業員に仕事を与えるのは経営者である尾原社長の責任のほかなりません。当労組と致しましては、組合員を含む従業員の人員配置と業務指示について、今後の方向性を明らかにされたく、団交における早急な協議を強く求めるものであります。

- 4 当労組と致しましては、上記1～3について具体的なご回答を、本年12月3日(火)17時30分までに当労組分会宛為されるとともに、団体交渉開催を以下の通り強く要求致します。

(1) 開催希望日

第一希望日：2024年12月10日（火）

第二希望日：2024年12月11日（水）

第三希望日：2024年12月12日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人員：地本、支部合計3名及び分会役員

傍聴者：当労組分会組合事務所または貴社本社3階会議室で待機

(2) 議題

①上記「年末一時金要求書」について

②未解決の懸案事項解決に向けた交渉の進め方について

- 5 繰り返しになりますが、開催条件の公平性を考慮し、団交ルールが決まるまでは、当労組及び貴社の開催条件を交互に実施することを要求致します。尚、①2020年9月8日及び、②同年9月23日、③同年12月21日、④2022年9月2日、⑤同年12月27日、⑥2023年11月24日、⑦本年4月19日の7回の団体交渉は、当労組が貴社の我が儘に耐え、譲って貴社開催条件で応諾して参りました。したがって、次回こそは当労組提案の開催条件で実施することを強く要求致します。

以 上